

令和元年第4回
笠間市議会定例会会議録 第6号

令和元年12月13日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	飯田正憲君
副議長	13番	石田安夫君
	1番	坂本奈央子君
	2番	安見貴志君
	3番	内桶克之君
	4番	田村幸子君
	5番	益子康子君
	6番	中野英一君
	7番	林田美代子君
	8番	田村泰之君
	9番	村上寿之君
	10番	石井栄君
	11番	小松崎均君
	12番	畑岡洋二君
	14番	藤枝浩君
	15番	西山猛君
	16番	石松俊雄君
	17番	大貫千尋君
	18番	大関久義君
	19番	市村博之君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹君	
副	市	長	近藤慶一君

教 育 長	今 泉 寛 君
市 長 公 室 長	中 村 公 彦 君
総 務 部 長	石 井 克 佳 君
市 民 生 活 部 長	金 木 雄 治 君
保 健 福 祉 部 長	下 条 かをる 君
産 業 経 済 部 長	古 谷 茂 則 君
都 市 建 設 部 長	吉 田 貴 郎 君
上 下 水 道 部 長	横 手 誠 君
市 立 病 院 事 務 局 長	後 藤 弘 樹 君
教 育 次 長	小 田 野 恭 子 君
消 防 次 長	堂 川 直 紀 君
笠 間 支 所 長	岡 野 洋 子 君
岩 間 支 所 長	伊 勢 山 裕 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	渡 辺 光 司
議 会 事 務 局 次 長	堀 越 信 一
次 長 補 佐	松 本 光 枝
係 長	神 長 利 久
主 幹	塩 田 拓 生

議 事 日 程 第 6 号

令和元年12月13日（金曜日）

午 前 10 時 開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 請願第1-2号 東海第二原子力発電所再稼働に反対する意見書提出を求める請願書
- 日程第3 請願第1-3号 白タク行為の容認を旨とした規制改革の自粛を求める意見書に関する請願書
- 日程第4 議案第97号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第98号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 99号 笠間市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第100号 あたご天狗の森スカイロッジの設置，管理及び運営に関する条例を廃止する条例について
- 議案第101号 笠間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
- 議案第102号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第103号 字の区域の変更について
- 議案第104号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターいわま）
- 議案第105号 指定管理者の指定について（笠間駅北口自転車駐車場）
- 議案第106号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）
- 議案第107号 指定管理者の指定について（稲田駅前自転車駐車場）
- 議案第108号 指定管理者の指定について（稲田駅前駐車場及び福原駅前駐車場）
- 議案第109号 指定管理者の指定について（笠間市児童館）
- 議案第110号 笠間・水戸環境組合の解散について
- 議案第111号 笠間・水戸環境組合の解散に伴う財産等の処分について
- 議案第112号 笠間市等公平委員会規約の一部変更に関する協議について
- 議案第113号 令和元年度笠間市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第114号 令和元年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第115号 令和元年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第116号 令和元年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第117号 令和元年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第118号 令和元年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第119号 令和元年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第120号 令和元年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第121号 令和元年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 委員会提出議案第4号 白タク行為の容認を旨とした規制改革の自粛を求める意見書について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について

- 日程第2 請願第1-2号 東海第二原子力発電所再稼働に反対する意見書提出を求める
請願書
- 日程第3 請願第1-3号 白タク行為の容認を旨とした規制改革の自粛を求める意見書
に関する請願書
- 日程第4 議案第97号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につ
いて
- 議案第98号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について
- 議案第99号 笠間市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
について
- 議案第100号 あたご天狗の森スカイロッジの設置、管理及び運営に関する
条例を廃止する条例について
- 議案第101号 笠間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に
ついて
- 議案第102号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に
伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第103号 字の区域の変更について
- 議案第104号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターいわ
ま）
- 議案第105号 指定管理者の指定について（笠間駅北口自転車駐車場）
- 議案第106号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）
- 議案第107号 指定管理者の指定について（稲田駅前自転車駐車場）
- 議案第108号 指定管理者の指定について（稲田駅前駐車場及び福原駅前駐
車場）
- 議案第109号 指定管理者の指定について（笠間市児童館）
- 議案第110号 笠間・水戸環境組合の解散について
- 議案第111号 笠間・水戸環境組合の解散に伴う財産等の処分について
- 議案第112号 笠間市等公平委員会規約の一部変更に関する協議について
- 議案第113号 令和元年度笠間市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第114号 令和元年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第115号 令和元年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2
号）
- 議案第116号 令和元年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第117号 令和元年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2
号）

- 議案第118号 令和元年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第119号 令和元年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第120号 令和元年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第121号 令和元年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第5 委員会提出議案第4号 白タク行為の容認を旨とした規制改革の自粛を求める意見書について
-

午前10時00分開議

開議の宣告

- 議長（飯田正憲君） 皆さんおはようございます。
ご報告申し上げます。
ただいまの出席議員は全員であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。
-

議事日程の報告

- 議長（飯田正憲君） 日程についてご報告申し上げます。
本日の議事日程につきましては、議事日程第6号のとおりといたします。
これより議事日程に入ります。
-

会議録署名議員の指名について

- 議長（飯田正憲君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番小松崎 均君、12番畑岡洋二君を指名いたします。
-

請願第1－2号 東海第二原子力発電所再稼動に反対する意見書提出を求める請願書

- 議長（飯田正憲君） 日程第2、請願第1－2号 東海第二原子力発電所再稼動に反対する意見書提出を求める請願書を議題といたします。
付託委員会の総務産業委員会委員長から審査の経過並びに結果について報告をお願いし

ます。

総務産業委員長田村泰之君。

〔総務産業委員長 田村泰之君登壇〕

○総務産業委員長（田村泰之君） 去る令和元年第3回定例会において、総務産業委員会に付託され、継続審査となっておりました請願第1－2号 東海第二原子力発電所再稼動に反対する意見書提出を求める請願書について、審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

本請願が継続審査となった経緯ではありますが、地域の代表である区長や署名が1,500名を超えた請願であり、重く受けとめなければならないとし、委員会としての結論を出すには、より丁寧かつ慎重な審議を行う必要があるとのことから、審査の結果、継続審査となっております。

審査の経過としましては、閉会中の9月27日、10月16日、11月1日と委員会を開催いたしました。審査の過程を報告いたします。

9月27日の審査では、今後の審査に当たり、本請願をさらに慎重に審議をするため、請願者から請願書を提出するに至った経緯、請願趣旨等を伺うべきとの結論を得て、説明を求めることと決定いたしました。

また、日本原電から、安全協定の当事者として5市1村と協定を締結している内容を直接確認する必要があるとの結論を得て、説明を求めることに決定したところです。

10月16日における審査ではありますが、前回の委員会で決定した請願者である南友部地区代表者及び日本原電に委員会に出席いただき、説明及び質問により確認を行ったところがあります。

南友部地区代表者からは、東海第二原発再稼動になった場合、過酷事故が起きるときを想定した避難計画に強い危機感があり、再稼動は絶対反対であるとの思いを確認したところがあります。

さらに、今回の請願では、国ではなく日本原電と安全協定を締結した5市1村への意見書の提出を強く望むものであることを確認いたしました。

また、日本原電からの説明については、5市1村と結ぶ安全協定の内容や安全対策計画の内容について説明を受けたところがあります。

次に、11月1日の審査では、委員会での審査に加え、これまでの両者の説明及び質疑を踏まえた上で、より一層の慎重な審査を行ってまいりました。審査の中で一部の意見の内容を紹介させていただきます。

各委員の意見で、賛成の立場からは、今回の請願について意見書を提出すべきか、すべきではないかの審議に対して、皆さんが理解し、原発は要らないという認識は共通である。笠間市の一部の地域が東海第二原発の30キロ圏内に入っている。これによって一部の笠間市民という考えではなく、笠間市全体に起きる問題として考えてほしい。市民の命、財産

を守るため、東海第二原子力発電所再稼働に反対する意見書を提出することに賛成であり、ぜひ提出してほしいとの意見であります。

反対の立場からは、東海村ほか周辺5市の東海第二原子力発電所再稼働に関する事前了解権は当該自治体が地方自治法本旨に基づき判断すべき事項であり、笠間市議会が介入すべきではない。請願者の思いはわかる、原発の危険性について危惧されていることもよくわかった。しかし、笠間市議会として提出先の5市1村に提出すべきではない。我々に安全性についての問題は判断できない。専門機関が安全性については判断したものを受けるしかないが、原発のあるなしについては考えるところはあると感じた。しかし、提出先については問題があるため、意見書を提出すべきではない、などの意見が出されました。

以上のような経過を踏まえ、さらに今期定例会中の12月5日に本請願について、地方自治法第99条の関係から、笠間市の公益に関する事件であるか、県及び5市1村が事前了解権を有する関係行政庁に当たるか、地方自治の本旨という三つの論点から委員各位に意見をいただき、審査を行いました。

委員会の結論としましては、請願の趣旨である東海第二原子力発電所再稼働に反対する意見書提出ですので、請願者に対し誠意を持った対応として、今期定例会には結論を出すべきであるとする意見が集約され、採決の結果、賛成少数により不採択とすべきものと決しました。

以上が総務産業委員会に付託された請願第1－2号の審査結果であります。議員各位のご理解をいただきますようお願い申し上げまして、報告といたします。

○議長（飯田正憲君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を終わります。

討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

10番石井 栄君。

〔10番 石井 栄君登壇〕

○10番（石井 栄君） 10番、日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして、請願第1－2号 東海第二原子力発電所再稼働に反対する意見書提出を求める請願書に賛成する立場で討論を行います。

まず、討論の前に、総務産業委員会では何度も慎重審議を重ねられたという報告を受けました。本当に審査のための審議、ご苦労さまでございました。さて、討論に入ります。

2019年8月26日、南友部区長会の皆様から、東海第二原子力発電所の再稼働に反対する意見書を求める請願書が、1,521筆の住民の署名を添えて笠間市議会議長宛てに提出されました。

請願者は、笠間市南友部区長会の代表兼原店1区長を初め、原店1区区民代表、原店2

区長、原店2区区民代表、それから、宿1区長、宿1区区民代表、宿2区長、宿2区区民代表、宮前1区長、宮前1区区民代表、宮前2区長、宮前2区区民代表、久保区長、久保区民代表、古山区長、古山区民代表の計16名、南友部地区の方々であります。

南友部地区は市が定めた原子力災害広域避難計画の対象区域です。そこにお住まい方は553世帯、1,447名という数字が出ております。

原子力災害から、そこにお住まいの方々の命と暮らしを守ることが重要な役割ではないかという使命感に基づいて、区長さん、区民代表の方々が署名を集め、1,500筆を超える署名の提出となったとのお話を伺いました。

町内会でも記名、すなわち署名をする用紙が回ってくる場合があります。赤い羽根その他のものですが、必要だと思えば署名しますし、自由な判断で署名が行われたものであると考えます。その数が1,500筆を超えたことは大きなことであり、重く受けとめなければなりません。

日本原電は東海第二原発再稼働のための20年延長を国から認可されました。その上、再稼働の方針を示し、そのために県や5市1村に再稼働への同意を求める働きかけを行っております。また、安全対策のための工事、防潮堤の工事などを行っており、状況は緊迫していると考えます。

東海第二原発は絶対安全という保障はなく危険性がある原発です。日本原電ご自身も、絶対安全という安全神話には立っていませんと説明をされております。

実際、電気ケーブルが燃えにくいケーブルにかえられたのは50%程度、ほかは代替措置になっております。ケーブルが損傷すると原子炉の制御ができなくなり暴走するおそれがあります。原子炉圧力容器は経年劣化で脆性が低下している、つまり金属がもろくなっている、41年を経過しているからであります。

また、緊急時にはベント、すなわち環境に放射性物質を放出する、安全対策工事により絶対安全が保障され事故が起きないと、このようなことではありません。

再稼働をしたときの事故は、停止中の原発より格段に危険性が高くなります。再稼働が行われれば、高レベル、低レベルの放射性廃棄物が増加し、10万年以上の保管が必要と言われており、現在、安全な処理方法はなく、後世に大きな負の遺産を残すことになります。

また、安全対策工事には3,200億円以上の経費がかかると言われております。資金がない日本原電は、東電から2,200億円の資金援助を受ける方針であります。東電は破産状態にある企業であり、自治体や福島県民などの被害者に十分な補償をしておりません。その東電が再稼働のために2,200億円もの資金援助をする資格はないと私は思います。自治体と住民に被害の補償をしっかりするべきであり、再稼働のために危険な原発に資金を提供すべきではないと考えます。

再稼働して原子力災害が発生したときには、市が策定した原子力災害広域避難計画により、対象地区の住民の皆さんは避難等の対応が必要になります。東海第二原子力発電所か

ら30キロメートル圏内に笠間市の一部が位置し、そこに暮らす住民は、市民の約45%、3万6,066名と、このように記載されております。

笠間市の原子力災害広域避難計画では、第1章、1、目的で、原電東海第二原子力発電所での原子力災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、市域を越えた住民避難等の応急対策が迅速に実施できるよう、必要な事項を定めるものであると。また、3の災害の想定では、本計画で想定する災害は、原電東海第二からの放射性物質及び放射線の放出等があり、広域避難が必要となる事態を想定するとなっております。

そして、広域避難計画の対象区域では、30キロメートル圏内をUPZ、緊急防護措置を準備する区域として、笠間市内の大橋、池野辺、福田、飯田、石寺、大淵、平町、大田町、南友部、鴻巣、旭町、鯉淵、五平、湯崎、住吉、随分附、柏井、仁古田、長兎路、下市原、中市原、上市原、小原、友部駅前、八雲1丁目、中央1丁目、中央2丁目、東平1丁目、東平2丁目、東平3丁目、東平4丁目、美原1丁目、美原2丁目、美原3丁目、美原4丁目、安居、これらを指定しております。

第2章、避難等では、1、避難等の対応方針、(1)防護措置では、原子力災害時に住民がとるべき被曝を避けるための主な行動として「屋内退避」「避難」「一時移転」の3種類の行動を示しています。

屋内退避は、避難の指示が国等から行われるまで待機する場合、避難または一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、社会福祉施設・病院等においては、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の機密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効であると記載されています。病院などは、その場にとどまることになる可能性はないのでしょうか。

避難については、一定量以上の被曝を受ける可能性がある場合にとるべき防護措置で、空間放射線量率が高い、または高くなるおそれがある地点から速やかに離れるため緊急に実施するものである。

一時移転先はOIL2に基づいて行われます。

(3)番、避難等のパターンでは、本市の原子力災害時の防護措置は屋内退避を基本としつつ、放射性物質放出後の運用上の介入レベル(OIL)に基づく避難・一時移転を想定するとなっております。

OIL1では、初期設定値500マイクロシーベルトパーアワー、即時避難で自家用車等で避難するわけですがけれども、この場合の措置は緊急防護措置で即時避難。避難退域時検査場、いわゆるスクリーニングポイントで検査を受けて、その後、中継所兼基幹避難所、避難先各避難所と避難をすることになっております。

OIL2では、初期設定値は20マイクロシーベルトパーアワー、1週間程度で避難。自家用車等で早期防護措置を受けて一時移転、その先は避難退域時検査場から中継所兼基幹

避難所、それから、各避難先各避難所となっております。

これらについての問題点として上げられることは、実効性のある避難計画というのは極めて難しいと感じたことであります。

移動手段、自家用車がないときは徒歩等で一時集合場所に向かい、バス等で避難退域時検査場に移動し、放射性物質の検査を受け、必要に応じて除染する検査済み証を受理した後バスで中継所兼基幹避難所、避難先各避難所に移動、徒歩等での移動の問題、除染ができるのかなど問題が山積みであると考えます。

また、バス等は出さないというバス協会が決定した決定は重いです。バス協会は放射性物質が放出された段階で1台たりとも出すことはできない。放射性物質にバス運転手をさらすことはしないと、このように再三明言をしております。

即時退避措置となるO I L 1・2という運用上の介入レベルになるのは一部だという前提での計画と思われ、緊急時への対応が難しいのではないかと考えます。

市が策定した原子力災害広域避難計画では、小山市など栃木県内の5市町に避難することになっています。例えば小山市には、そこに宍戸小区域の平町の3,992名と大田町2,444名の計6,436名と、友部小に集合する9,630名、合計1万6,066名が最大限避難することになります。

小山市の人口は約17万人です。そこに最大では1万6,066人、約9.4%の避難者となることとなります。小中学生の数より多くなるのではないのでしょうか。

また、真岡市には旭町、柏井、随分附から7,061名、飯田、石寺、大淵から984名の最大計8,045名が避難する計画であります。

真岡市は7万9,000名の自治体です。そこに最大8,045名が避難する計画というのは、人口の10%以上に当たります。

大原小区域では、下市原、中市原、上市原、小原から最大2,856名が避難する計画です。壬生町の人口は3万9,000名の人口です。避難者への対応は基本的には笠間市が行うことになるのではないのでしょうか。市の負担は重過ぎませんか。実効性を持つ避難計画の立案と安全な避難は極めて難しいことであります。

計画訓練等により若干の効果は出るかもしれませんが、それで安全が保障されるのでしょうか。仮に避難計画が多少前進したとしても、なぜ避難しなければならないのでしょうか。避難計画が実効性を持つようになったとしても、なぜふるさとを離れ避難しなければならないのでしょうか。避難するような状況にすること自体が最大の人権侵害であると考えます。避難しなくてもよい状況、すなわち再稼動をとめるようにすることが一番大切だと考えます。

再稼動をとめて、廃炉措置を決め、使用済み核燃料をドライキャスク、乾式の容器に収納すれば避難計画を作成する区域は、現在の30キロメートルではなく、半径5キロメートル以内になります。笠間市では避難計画の策定や、その計画の向上を図るために多くの労

力を費やすことが不要になります。その分をほかの重要な施策に充てることができるのではないのでしょうか。そのような方向で力を入れることが重要ではないのでしょうか。再稼働をやめ廃炉にするよう求めることが、今、一番求められていることでもあります。

安全対策工事には3,200億円以上の費用がかかります。原電に資金はなく、東電から2,200億円の資金援助を受ける方針で東電は資金援助をすることを表明しました。東電は破産状態にある企業であり、自治体や福島県民などの被害者に十分な補償もしておりません。自治体と住民の被害の補償をしっかりとすべきであり、再稼働のため資金を提供すべきではありません。東電等による資金提供は、国民の電気代にはね返ってきます。

請願者である南友部区長会の皆様方は、避難対象区域30キロメートル圏内に居住しています。原発事故の災害から住民の命と暮らしを守ることが重要な使命だと考えて請願を行ったものと思います。

この請願を議会全員で採択し、再稼働をやめるよう笠間市議会の意思として、県と5市1村の首長にお送りできるようにしたいと考えております。

委員長のご報告によりますと、総務産業委員会で不採択となった理由の中に、国、県には提出できるが、6市1村は関係行政庁に当たらないのではないかと、提出はできないのではないかという、そのようなお話が一部にありました。

出せない、そんなことはありません。地方自治法第99条には、普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会または関係行政庁に提出することができるとなっています。

それに関する全国町村議長会発行の議員必携には、次のように記載されています。町村の公益に関する事件について、町村の議決機関としての議会の意思を決定して、国・県等に表明する権限である。公益とは、社会公共の利益を言い、その認定は事件の内容、性質から見て議会が個々具体の事件ごとに判断すべきものである。なお、個々の町村の公益に関する事件であれば、それが町村固有の事務であろうと、国政、県政の事務であろうと問わないものであると述べており、町村に提出することができることが明記されております。

また、意見書の提出先は、従前関係行政庁のみであり、意見書の内容について権限のある行政機関とされております。これについて、5市1村が権限を持たないので関係行政庁ではないのではないかと解釈があると、そういう意味の報告だと解釈しましたがけれども、そうではありません。5市1村の長は、5市1村の全てが同意しなければ再稼働はできない協定書を原電と取り交わした。一つの自治体でも同意できなければ再稼働できない協定であると水戸市長、東海村長も同意見を持っていると述べたことが確認されています。

茨城県市町村課は東海第二原発の再稼働については、笠間市の公益に関する事件であると考えられ、笠間市議会が6市村の長に対して再稼働に同意しないよう意見書を提出することは可能であると考えられる。さらに、再稼働への同意書は地方自治法第99条の関係ある行政庁に該当すると考えられると回答しています。

ここで、行政庁とは何かと言いますと、各省大臣、知事、市町村長のことを言います。したがって、6市村は関係行政庁に当たり、笠間市議会から6市村の長に意見書を提出できますので、ご理解いただきたいと思えます。

次に、意見書を出すことができるが、出すべきではないという意見もあるように聞いております。公益の利益の増進を図る権限が、この意見書提出である。したがって、この権限を最大限活用し積極的に活用したいものであると、このように議員必携には書かれてあります。

東海第二原子力発電所を再稼働させることは、その立地自治体のみのことではなく、他市町村にも大きな影響を与えるものです。再稼働に対する同意見を持つ自治体が周りの自治体に与える影響を考えて施策を行うべきであって、周りの自治体の意見を考えずに原発再稼働を行うことがあってはならないと、このように同意することがあってはならないと思えます。

意見書に法的な拘束力はありませんが、笠間市民の意思を伝えることは、相手方の行政にとっても有益なことであると考えております。そのことは6市村の首長も十分ご理解をされていることと思えます。

先月ある立地自治体の方が業界紙エネルギーフォーザフューチャーでの対談でBDW、つまり東海第二原発と同型の原発についてですが、沸騰水型の再稼働をしっかりと進めていく必要がある。同時に、それに異議を唱える人は、全ての外部電源を遮断して自家発電だけで生活してもらわなければならない。自宅から一步も出てはいけない旨の発言をしていることが新聞紙上で明らかになりました。批判を受け、東海第二のことではない。誤解を与える発言であったとの、このような釈明の記事を目にいたしました。

こういった事態を目の当たりにして、笠間市民の意見を議会が届けることの意義は大きいとの思いを強くしているところであります。

市民の意思を受けて議会が他市町村に意見を出すことは、地方自治法の基本となる住民自治の体现であり、同じく団体自治とともに地方自治法の本質であり、原理であります。

三重県議会事務局の説明では、地方自治体は市長と議会がともに住民を代表して相互の抑制と均衡によってある種の緊張関係を保ちながら議会が市長と対等の機関として、その地方自治体の運営の基本的な方針を決定し、その執行を監視し、また積極的な政策提案を通して政策決定の舞台となることこそ、二元代表制の本来のあり方であると言えますと、このように述べております。

市長は周辺自治体との協議会で意見を表明する議会があります。議会は議会でも独自に対応することができる存在ですから、市長との意見と独立した立場で対応することは、二元代表制の中での議会の役割として重要なことであると考えます。議会として、市民から出された請願を採択して市民の意見に応え、住みよい環境をつくるという目的に沿って役割を発揮できるいい機会だと考えます。議員の皆様には、よりより笠間市をつくるというこ

とを再確認し、請願採択にご賛同いただけますようお願い申し上げます。請願に賛成討論といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君の討論は終わりました。

ほかに討論がありますか。

討論を終わります。

これより請願第1－2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（飯田正憲君） 起立少数です。よって、本件は不採択とすることに決しました。

請願第1－3号 白タク行為の容認を旨とした規制改革の自粛を求める意見書に関する
請願書

○議長（飯田正憲君） 日程第3、請願第1－3号 白タク行為の容認を旨とした規制改革の自粛を求める意見書に関する請願書を議題といたします。

付託委員会の総務産業委員会委員長から審査の経過並びに結果について報告を願います。
総務産業委員長田村泰之君。

[総務産業委員長 田村泰之君登壇]

○総務産業委員長（田村泰之君） 今期定例会において、当委員会に付託となりました請願第1－3号 白タク行為の容認を旨とした規制改革の自粛を求める意見書に関する請願書について、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告を申し上げます。

本請願については、交通政策基本法及び関係法令の精神たる「安全の確保」のため、安全性を損ねることにつながりかねない規制改革は自粛すべきであるとの観点から、願意妥当と認め、全会一致により当請願を採択すべきものと決定いたしました。

以上が総務産業委員会に付託された請願第1－3号の審査結果であります。

議員各位のご理解をいただきますようお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（飯田正憲君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論を終わります。

これより請願第1－3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第 97号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第 98号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 99号 笠間市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第100号 あたご天狗の森スカイロッジの設置、管理及び運営に関する条例を廃止する条例について

議案第101号 笠間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について

議案第102号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第103号 字の区域の変更について

議案第104号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターいわま）

議案第105号 指定管理者の指定について（笠間駅北口自転車駐車場）

議案第106号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）

議案第107号 指定管理者の指定について（稲田駅前自転車駐車場）

議案第108号 指定管理者の指定について（稲田駅前駐車場及び福原駅前駐車場）

議案第109号 指定管理者の指定について（笠間市児童館）

議案第110号 笠間・水戸環境組合の解散について

議案第111号 笠間・水戸環境組合の解散に伴う財産等の処分について

議案第112号 笠間市等公平委員会規約の一部変更に関する協議について

議案第113号 令和元年度笠間市一般会計補正予算（第4号）

議案第114号 令和元年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第115号 令和元年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第116号 令和元年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第117号 令和元年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

議案第118号 令和元年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第119号 令和元年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）

議案第120号 令和元年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）

議案第121号 令和元年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（飯田正憲君） 日程第4、議案第97号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、ないし議案第121号 令和元年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）までの25件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、各常任委員会の委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務産業委員会委員長よりご報告願います。

総務産業委員長田村泰之君。

〔総務産業委員長 田村泰之君登壇〕

○総務産業委員長（田村泰之君） 今期市議会定例会において総務産業委員会に付託された議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は12月5日に、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第97号外14件の付託議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑と審査結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第101号 笠間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてでは、今回の制度でAETや嘱託職員の給料等なども見直しされるのかとの質疑があり、AETなど国の制度に準じて定められているものは、これまでと同じであるとの答弁がありました。

議案第110号 笠間・水戸環境組合の解散について及び議案第111号 笠間・水戸環境組合の解散に伴う財産等の処分については、水戸市が脱退することにより焼却能力に余裕が出ると思うが、どのように考えているのかとの質疑があり、一般廃棄物処理基本計画の中で将来の笠間市のごみ処理計画の検討中であり、施設の耐用年数などを踏まえた中で総合的に計画していく必要があると考えているとの答弁がありました。

また、合併後、地区によってごみ出し方が違うなど統一性がなかったが、今後は笠間市単独になるため統一的な計画を協議してほしいとの意見がありました。

次に、議案第113号 令和元年度笠間市一般会計補正予算（第4号）であります。市民活動課所管では、自治総合センターコミュニティ助成金の今後の申請についての質疑があり、本年度は不採択となったが、来年度も申請を予定しているとの答弁がありました。

また、農政課所管では、農政関連の補助金はどのくらいあるのかの質疑があり、数十種類あり、本年度からは市単独の補助事業について整備を行い、農業の拡充に関するもの及び新規就農に関するものの二本柱で整備していくとの答弁がありました。

なお、議案第97号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第98号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第100号 あたご天狗の森スカイロッジの設置、管理及び運営に関する条例を廃止する条例について、議案第102号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に

伴う関係条例の整備に関する条例について、議案第103号 字の区域の変更について、議案第104号から議案第108号までの指定管理者の指定について、議案第112号 笠間市等公平委員会規約の一部変更に関する協議について、こちらについては執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査を踏まえ、全ての議案について全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げましてご報告といたします。

○議長（飯田正憲君） 次に、教育福祉委員会委員長よりご報告をお願いします。

教育福祉委員長村上寿之君。

〔教育福祉委員長 村上寿之君登壇〕

○教育福祉委員長（村上寿之君） 今期市議会定例会において、教育福祉委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告を申し上げます。

当委員会は12月5日に、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第109号外6件の付託議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑等を申し上げます。

初めに、議案第109号 指定管理者の指定について（笠間市児童館）では、児童館で働く労働者の賃金水準について確認いたしました。

次に、議案第113号 令和元年度笠間市一般会計補正予算（第4号）では、社会福祉課所管のプレミアム付商品券事業に係る事業費減額の内訳についての質疑に対し、電算業務のシステム構築費、換金業務などを商工会に委託した際の委託費、申請受け付けの業務を担う人材派遣の契約の際の委託費などの事務経費が減額されるとの説明があり、商品券のプレミアム分が減額されるわけなどはないことがわかりました。

続いて、議案第114号 令和元年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）では、一般被保険者療養給付費の増額に伴い、その原資となる交付金は県から交付されるため、県への納付金の増額が発生するかとの質疑に対し、納付金の増額は発生しないとの答弁がありました。

次に、議案第119号 令和元年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）では、水銀血圧計等回収手数料により廃棄する物品についての質疑に対し、市立病院が移転する前から保管していた水銀血圧計23台と水銀体温計677本を廃棄するとの答弁がありました。

なお、議案第115号 令和元年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第116号 令和元年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第117号 令和元年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査を踏まえ、全ての議案について、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、以上のとおり報告いたします。

○議長（飯田正憲君） 次に、建設土木委員会委員長よりご報告、お願いいたします。

建設土木委員長西山 猛君。

〔建設土木委員長 西山 猛君登壇〕

○建設土木委員長（西山 猛君） 今期市議会定例会において、建設土木委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告を申し上げます。

当委員会は、12月6日、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第99号外4件の付託議案の審査を行いました。

それでは、審査の過程での主な質疑や意見などについてご報告を申し上げます。

初めに、議案第99号 笠間市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、この条例改正は人口減少によるものか、茨城中央工業団地笠間地区の立地に伴う人口増は見込まないのかとの質疑に対し、改正は第2次基本計画の策定に伴う人口推計による結果に基づくものであり、工業団地の立地に伴うものは反映していないとの答弁がありました。

また、1日の最大給水量も人口減少に伴う給水減と思われるが、県水と自己水とのバランスはどうなっているのかとの質疑に対し、1日最大給水量の減少に伴う県水と自己水のバランスについては、県水の契約水量を減らすことができないので、自己水の中で調整していくとの答弁がありました。

次に、議案第113号 令和元年度笠間市一般会計補正予算（第4号）ですが、管理課所管では、災害復旧費の財源内訳はどのような負担割合になっているのかとの質疑に対し、当課所管分については全て単独災害のものであり、市の持ち出しで実施している。なお、財源は起債が充てられているとの答弁がありました。

次に、議案第120号 令和元年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）については、人事院勧告に伴う給与改正についての確認をいたしました。

次に、議案第118号 令和元年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議案第121号 令和元年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査過程を踏まえ、当委員会に付託された全ての議案は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、当委員会のご報告といたします。

○議長（飯田正憲君） 各常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑を終わります。

討論に入ります。

討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第97号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号 笠間市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号 あたご天狗の森スカイロッジの設置、管理及び運営に関する条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号 笠間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につい

てを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号 字の区域の変更についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターいわま）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号 指定管理者の指定について（笠間駅北口自転車駐車場）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号 指定管理者の指定について（稲田駅前自転車駐車場）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第108号 指定管理者の指定について（稲田駅前駐車場及び福原駅前駐車場）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第109号 指定管理者の指定について（笠間市児童館）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第110号 笠間・水戸環境組合の解散についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第111号 笠間・水戸環境組合の解散に伴う財産等の処分についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第112号 笠間市等公平委員会規約の一部変更に関する協議についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第113号 令和元年度笠間市一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第114号 令和元年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第115号 令和元年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第116号 令和元年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第117号 令和元年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第118号 令和元年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第119号 令和元年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第120号 令和元年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第121号 令和元年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りいたします。

総務産業委員会委員長から議案が提出されております。

この際、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前 11 時 10 分休憩

午前 11 時 10 分再開

○議長（飯田正憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員会提出議案第 4 号 白タク行為の容認を旨とした規制改革の自粛を求める意見書

○議長（飯田正憲君） 日程第 5、委員会提出議案第 4 号 白タク行為の容認を旨とした規制改革の自粛を求める意見書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務産業委員長田村泰之君。

〔総務産業委員長 田村泰之君登壇〕

○総務産業委員長（田村泰之君） 委員会提出議案第 4 号 白タク行為の容認を旨とした規制改革の自粛を求める意見書について、提案理由を申し上げます。

タクシー事業など、一般乗用旅客自動車運送事業を営む際は、道路運送法の規定による許可が必要とされますが、その許可を得ることなく「白タク」行為を開始した企業があり、国土交通省から同法に抵触するおそれがあるとして指導を受けています。

一方で、インターネットを活用した白タク行為を合法化すべきとする道路運送法の改正等についての政府等に対する要望活動や、国家戦略特別区域諮問会議においては規制改革事項を旨とする意見が出されるなど、白タク行為を容認すべきとする動きが活発化しているところではあります。

しかしながら、最も重視されるべきことは、交通政策基本法及びこれを踏まえた関係法令の精神たる「安全の確保」であることは論じるまでもありません。

よって、国においては、一部地域での交通弱者への配慮をしつつも、白タク行為の容認を旨とした規制緩和は自粛されるよう、地方自治法第 99 条の規定により国等へ意見書を提出するものです。

以上、会議規則第 14 条第 2 項の規定により総務産業委員会から提案いたしますので、議

員各位におかれましては、よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げて、説明といたします。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を終わります。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託がありませんので、これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 討論を終わります。

これより委員会提出議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（飯田正憲君） 以上で、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これにて令和元年第4回市議会定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。

この後、11時25分より全員協議会を開きますので、議員並びに執行部は全員協議会室にお集まりいただきますようお願いいたします。

本日はご苦労さまでございました。

午前11時16分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 飯 田 正 憲

署 名 議 員 小松崎 均

署 名 議 員 畑 岡 洋 二